

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日又は
その翌日
のときは、
当日の翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇訓 令 鳥取県職員表彰規程
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の実施
米飯提供業者の登録
- ◇教委告示 昭和四十二年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項
- ◇公 告 ふぐ処理師試験等の実施

訓 令

鳥取県訓令第十五号

鳥取県職員表彰規程を次のように定める。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員表彰規程

(目的)

第一条 この訓令は、他の職員の模範として推奨に値する業績又は行為のあつた職員(組織上の単位を含む。以下同じ。)を表彰することにより、職員の執務意欲の高揚に資することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この訓令の適用を受ける職員の範囲は、知事の事務部局及び地方労働委員会の事務局に勤務する職員とする。

(表彰の対象)

第三条 表彰は、次の各号の一に該当する職員に対して行なう。

- 一 職務に関して有益な研究の完成、発明、発見又は改良をして著しく業務に貢献した者
- 二 自己の危険をかえりみず、職務を遂行した者
- 三 職務上又は職務外の行為について、広く賞さるを受け、著しく職員の名譽を高揚した者
- 四 多年にわたり職務に精励し、かつ、功績があつた者
- 五 その他知事が表彰することが適当と認める業績又は行為があつた者

2 この訓令による表彰は、死亡した職員についても行なうことができる。この場合において、表彰の日付けは、生前の日にさかのぼるものとする。

(表彰の方法)

第四条 表彰は、知事が表彰状を授与して行なう。

2 表彰に当たっては、副賞を付することができる。

(表彰の時期)

第五条 表彰は、毎年一回定期に行なう。ただし、特に必要があるときは、随時行なうことができる。

(表彰の内申)

第六条 出納長、部長、企画室長、秘書課長又は地方労働委員会事務局長は、その所属職員に、第三条各号の一に該当する者があると認めるときは、別記様式により知事に内申するものとする。

（雑則）

第七条 この訓令に定めるもののほか、職員の表彰に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この訓令は、昭和四十一年十二月二十三日から施行する。

別記様式

年 月 日

鳥取県知事 殿

内申者 氏 名 圃

職員表彰内申書

所 属 氏 名

職 名

氏 名

上記の者は、鳥取県職員表彰規程（昭和41年12月鳥取県訓令第15号）第3条第1項第 号に該当し、表彰することが適当と認められますので、別紙調書を添えて内申いたします。

調 書

所 属 氏 名	職 名	生 年 月 日	年 月 日 (才)
最 終 学 歴	卒 業	年 月	
現 住 所			
担 当 職 務 内 容			
性 質			
素 行			
賞 罰			
業 績 (行 為) の 具 体 的 内 容			
業 績 (行 為) の 内 外 に 与 え た 影 響			
参 考 事 項			

告 示

鳥取県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 業 務 の 種 類 開 設 者 名
昭和四十一年十一月一日、浜田整骨療院、西伯郡淀江町九三一番地 柔道整復 浜田 武夫

鳥取県告示第七百二十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。
昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ発生予防のため
- 二 実施する区域 県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

登 録 番 号 登 録 年 月 日 氏 名 名 称 住 所
倉振第二二五号 昭四一、一一、二五 牧田 享 レストハワイ 東伯郡羽合町大字久留光吉後一五〇ノ一

鳥取県告示第七百二十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登 録 番 号 登 録 年 月 日 氏 名 名 称 住 所
倉振第二二六号 昭四一、一一、三〇 土海 重光 美船食堂 東伯郡東郷町大字中興寺四〇四ノ一三

四 実施の期日

昭和四十一年十二月二十七日から
昭和四十二年十二月二十六日まで
五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第七百二十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登 録 番 号 登 録 年 月 日 氏 名 名 称 住 所
倉振第二二六号 昭四一、一一、三〇 土海 重光 美船食堂 東伯郡東郷町大字中興寺四〇四ノ一三

登 録 番 号 登 録 年 月 日 氏 名 名 称 住 所
倉振第二二六号 昭四一、一一、三〇 土海 重光 美船食堂 東伯郡東郷町大字中興寺四〇四ノ一三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十五号

昭和四十二年年度鳥取県立高等学校の全日制課程（倉吉農業高等学校の農業学科のうち、農林科、園芸科及び畜産科を除く。）及び定時制課程の第一学年に入学する者の選抜を、次の要項によつて実施する。

昭和四十一年十二月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

昭和四十二年年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

一 各高等学校の募集生徒数（募集定員）

各高等学校の募集生徒数（募集定員）は、学科ごとに別に定める。

二 出願資格

- 1 中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者（昭和四十二年三月卒業見込みの者を含む。）
- 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条各号の一に該当する者

三 出願方法

- 1 出願手続
 - (一) 志願者は、同時に二以上の学校を第一志望校として出願することはできないが、同一学校（分校を含む。）内の他の課程又は学科を第二志望として出願することができる。
 - (二) 志願者は、入学志願書に必要な事項を記入のうえ、在学している中学校又は卒業した中学校（以下「出身中学校」という。）の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

(三) 出身中学校の校長は、所定の調査書及び学習成績一覽表を作成し、その他出願に必要な書類とあわせて志願者の志願する高等学校の校長に提出するとともに、学習成績一覽表を一部県教育委員会に提出しなければならない。

この場合において、志願者が昭和四十一年三月以前の卒業者（以下「過年度卒業者」という。）であるときには、学習成績一覽表は、提出しなくてよい。

2 出願期間及び受付場所

(一) 出願期間

持参する場合 昭和四十二年二月十四日から二月二十一日十二時まで

郵送する場合 昭和四十二年二月十八日までの消印のあるものまで有効

(二) 受付場所

志願する高等学校（分校の場合は本校）

四 志願変更

1 志願変更手続

(一) 出願期間終了後において、志願校等の変更を希望する志願者は、志願変更願に受検証と新たに作成した入学志願書を添えて、出身中学校の校長に申し出なければならない。

(二) 志願変更は、さきの第一志望を、他の学校、課程、学科及び科に変更する場合にのみできるものとし、一回に限りこれを行なうことができる。

2 志願変更受付期間

昭和四十二年二月二十二日から二月二十七日十二時までとする。この場合は、郵送を認めない。

五 調査書の取扱

1 各教科の評定方法

学習の記録の各教科については、第一学年及び第二学年の成績は指導要録から転記し、第三学年の成績は数量化して出身中学校の校長が評定する。ただし、過年度卒業者については、第三学年の成績も指導要録から転記するものとする。

2 その他の記録の評定方法

行動及び性格の記録、出欠の記録その他の記録で指導要録に記載されているものは、指導要録から転記し、その他については、出身中学校の校長が評定し、又は必要事項を記入するものとする。

六 学力検査

1 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和四十二年年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会の管理のもとに実施する。

2 期日及び時間割

昭和四十二年三月十四日の一日間、次の時間割によつて全県いつせに行なう。

- 第一時限 九時三十分から十時二十分まで（五十分） 国語
- 第二時限 十時四十分から十一時三十分まで（五十分） 数学
- 第三時限 十一時五十分から十二時四十分まで（五十分） 理科
- 第四時限 十三時三十分から十四時二十分まで（五十分） 社会
- 第五時限 十四時四十分から十五時三十分まで（五十分） 英語

3 検査教科の配点

各教科それぞれ五十点とし、合計二百五十点満点とする。

4 検査会場

学力検査を行なう会場は、各県立高等学校ごとに設けるものとし、受検者は、志願する高等学校に設ける会場で受検しなければならない。

5 学力検査の問題の出題方針

- (一) 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標のつとり、内容の基本的事項について出題する。
- (二) 知識偏重におちいつて、記憶のみの検査にならないようにし、できるだけ理解力、思考力、判断力等の素質及び能力を検査できるようにする。
- (三) 従来の客観テストの形式に限らず、記述式も加える。

七 面接

面接は、原則として実施しない。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

八 色神検査及び機能検査

1 工業学科、水産学科及び農業学科のうち農芸化学科の志願者（農芸化学科を第二志望又は第二志望順位とする者を含む。）は、色神検査及び機能検査を受けなければならない。

2 検査日時及び場所

(一) 検査日時 昭和四十二年三月六日 十三時から

(二) 検査場所 志願する高等学校

3 志願変更その他やむを得ない事情で、検査を受けなかつた者は、学力検査終了後、検査を受けることができる。

九 入学者の選抜方法

各高等学校長は、調査書を主体とし、学力検査の成績等をあわせて、次の方法によつて選抜を行なう。
なお、過年度卒業生等については、学力検査の成績、調査書を勘案して選抜を行なう。

- 1 第一次選考
調査書の学習の記録のうち、第三学年の各教科の合計評定の上位の者から順に並べて募集定員の七割以内にある者で、かつ、学力検査の成績が定員点(たとえば、募集定員が二百人である場合、学力検査の成績の上位の者から二百番目である者の得点数)の九割以上の成績である者について選考する。
- 2 第二次選考
第一次選考の対象者以外の者全員について、各教科の合計評定と学力検査の得点との総計の上位の者から選考する。
- 3 調査書の学習の記録の第三学年の各教科の評定以外の記録等については、第一次選考及び第二次選考の際、公正かつ妥当にして最少限度において加味するものとする。
- 十 入学選抜合格者の発表
1 日時及び場所
昭和四十二年三月十八日 十二時 各高等学校
2 調査書及び学力検査等の成績は、公表しない。
- 十一 再募集の実施
合格者の発表の結果、合格者数が募集定員に満たないために再募集を行なうことが必要と認められる課程又は学科を有する高等学校においては、その不足の生徒数について、次のとおり再募集を行なう。

- 1 募集生徒数は、県教育委員会が決定する。
- 2 出願資格及び出願手続は、二の出願資格及び三の1の出願手続と同様とする。
- 3 出願期間及び受付場所
昭和四十二年三月二十四日から三月二十七日まで

(一) 出願期間 持参する場合 昭和四十二年三月二十四日から三月二十七日まで
郵送する場合 昭和四十二年三月二十五日までの消印のあるものまで有効

- 4 学力検査
学力検査は、昭和四十二年三月二十九日九時三十分から募集高等学校で、国語、数学、社会、理科及び英語の教科について実施する。
- 5 入学者の選抜方法
十の入学者の選抜方法に準ずるものとする。
- 6 合格者の発表
昭和四十二年三月三十一日十三時に募集高等学校で発表する。
- 十二 注意事項
1 いったん受け付けた入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。
2 入学志願書等の用紙は、東部地区にあつては教育委員会教職員課で、中・西部地区にあつてはそれぞれ中・西部教育事務所で受け取る。
3 この要項に関する質疑は、教育委員会教職員課、教育事務所又はもよりの県立高等学校に行なうこと。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和41年12月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和42年1月18日現在において年齢18才以上の者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号又は第13号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師である者

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和41年12月23日から昭和42年1月10日まで

(2) 受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所所在地を管轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理師試験

(ア) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(イ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、最近6月以内に撮影したもの)

(ウ) 魚介類販売業(店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類をすりつぶし(鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。)を除く。)、魚肉わり製品製造業(魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これに類するものを製造する営業を含む。)又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

イ ふぐ調理師試験

(ア) 履歴書

(イ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、最近6月以内に撮影したもの)

(ウ) 調理師免許証の写し

3 試験実施期日

(1) 筆記試験

昭和42年1月18日午後1時から午後4時まで

(2) 実地試験

昭和42年1月20日午前10時から(米子、根雨保健所管内受験者)

昭和42年1月21日午前10時から(鳥取、那美、浜村、倉吉保健所管内受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

- 鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂
米子、根雨保健所管内の受験者
米子市角盤町2丁目 米子保健所
- (2) 実地試験
鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者
鳥取市西町 鳥取家政高等学校
米子、根雨保健所管内の受験者
米子市須町 鳥取県立米子西高等学校
- 5 試験日科
(1) ふぐ処理師試験
ア 衛生関係法規
イ 公衆衛生学
ウ 食品衛生学
エ ふぐ処理の実地（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）
オ ふぐ調理師試験
カ 衛生関係法規
キ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
ク ふぐ調理の実地（毒性臓器の鑑別を含む。）
- 6 試験手数料及びその納付方法
(1) 試験手数料 500円
(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

(定価一冊月三百円(送料を含む。))

- 7 試験当日の携行品
(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ゼウリ
(2) 実地試験 受験票、白衣、帽子、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾
- 8 合格者の発表
実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日またはその翌日の場合は、その翌日発行)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

告示 教育職員の免許状の授与

昭和四十一年鳥取県林業水産業経営調査要綱
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
地域森林計画の設定
土地改良事業計画の認可

- ◇告示 土地改良事業の認可
- ◇教委告示 昭和四十二年鳥取県立幼稚園児募集要項
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◇人委規則 車両の通行の禁止等
- ◇正 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇正 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則中訂正

告示

鳥取県告示第七百二十九号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条第一項の規定

に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県告示第七百三十号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県告示第七百三十一号
鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十一年鳥取県林業水産業経営調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県告示第七百二十九号
鳥取県知事 石 破 二 朗